

# いじめ防止基本方針

## 札幌光星中学・高等学校

札幌光星学園は、1933年の創立以来、人を愛するためには命をも惜しまないという、キリストの精神を体現することのできる人材の育成を目指し、教育を推進してまいりました。一人ひとりに与えられた個性と能力を、他者の幸福のために発揮することが、自分自身の幸福として感じられるような、心の教育を行います。

(平成26年5月29日理事会承認)

### 《目次》

I、【はじめに】	P1
II、【いじめ防止に関する本校の考え方】	P1
1. 基本理念	
2. いじめの定義	
3. いじめ防止対策組織の設置	
III、【いじめ防止】	P3
1. 基本的な考え方	
2. いじめの防止のための措置	
IV、【早期発見・早期対応】	P4
1. 基本的な考え方	
2. いじめの早期発見のための措置	
V、【いじめに対する考え方】	P4
1. 基本的な考え方	
2. いじめの発見・通報を受けたときの対応	
3. いじめられた生徒又はその保護者への支援	
4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
5. いじめが起きた集団への働きかけ	
VI、【ネット上のいじめへの対応】	P7
VII、【重大事態への対処】	P7
1. 調査主体	
2. 情報の提供	
3. 調査結果	
4. 再発防止	
VIII、【留意事項】	P8
1. 指導記録の適切な保管と活用	
2. 校内研修の充実	
3. 学校評価と教員評価	
4. 地域や家庭との連携について	
IX、【その他】	P8
別紙1 組織	P9
別紙2 年間計画	P10～P11

## I、【はじめに】

いじめは、生徒の心と身体の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為である。

現代、いじめは潜在化・陰湿化していることから、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている。現にいま、いじめに苦しんでいる生徒が身近にいるかもしれない。

札幌光星学園ではキリスト教的人間観に基づく教育を行い心の教育の実践に努め、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、札幌光星中学高等学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）をここに策定する。

## II、【いじめ防止に関する本校の考え方】

### 1. 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないという生徒の意識を育成する。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことが大切である。イエス・キリストは「これらの小さな者を一人でも軽んじないように気をつけなさい。」（マタイ18：10）と教え、一人ひとりの尊さを「迷い出た羊」のたとえ（マタイ18：12-14）を通して語られていた。教職員自身が、一人ひとりの生徒を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、平成25年9月「いじめ防止対策法案」施行に伴い、この法案を尊重し、キリスト教的精神に基づく生徒指導から、いじめ防止に対する最大限の努力をする。

いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止等の対策に取り組まなければならない。

いじめの事象の原因や背景においては、生徒を取り巻く環境に複雑な要因が絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識のもと、いじめられている生徒の心情を理解し、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、細心の注意を払うことが必要である。聖書が教える「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい」

い。」（ローマの信徒への手紙12：15）は、教員の生徒に対する基本姿勢である。そのために、生徒と積極的に関わり、教員と生徒の信頼関係を構築し、気軽に相談できる環境を作り、生徒の細かな変化をいち早くつかめるようにする。

全ての生徒にとって、学校が安全で安心して遊び、学べる楽しい場所となるよう、学園が一体となった取り組みを推進する。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 『事例』

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 3. いじめ防止対策組織の設置

(1)法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ防止及び対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

### (2)構成

校長、副校長、教頭（中学・高校）、生徒指導部長、教育相談係、養護教諭、各学年主任、各学年生徒指導担当教員とする。

### (3)役割

- 1) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- 2) 生徒・保護者からのいじめの相談・通報の窓口となる。

- 3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また、中学校・高等学校入学以前の間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないように、関係小学校・中学校と必要な連携を行う。
- 4) いじめの疑いに係る情報があった際に、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を行うための中核となる。
- 5) 重大事態が疑われる事案が発生した際に、その原因がいじめにあるかを判定する。
- 6) 基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

### Ⅲ、【いじめ防止】

#### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、宗教教育、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係作りや人権を尊重した集団として質を高めていくことが必要である。

光星学園として、マリアニスト・スクール研修を通して、カトリック精神を根底においた指導についての研鑽を積むことに専念する。また定期的に生徒アンケートを実施し、生徒面談、保護者懇談を通じて情報を学年で共有し、生徒理解に努める。

#### 2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、校内研修や職員会議で周知を図る。また、生徒に対しては全校集会やHR活動等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには日々カトリック精神を生徒たちの心の中に芽生えさせることが重要になる。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。

- (4)教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (5)自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、学校行事の中に生徒一人ひとりの居場所づくりを行う。
- (6)生徒が自らいじめについて学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進していく。

#### IV、【早期発見・早期対応】

##### 1. 基本的な考え方

- (1)いじめの特性として、いじめにあっている生徒が、いじめを認めるのは恥ずかしいことだと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることが難しい状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に、心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が教職員に求められる。日々の授業やHR、清掃等の時間を通して、生徒の様子を見て、声掛けをしながらしっかり観察する。

- (2)定期的なアンケート調査や聴き取り調査、面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3)学年会として、各クラスの気になる生徒についての情報交換を活発に行う。また、教職員の共通理解の下で対応を図るなど、生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

##### 2. いじめの早期発見のための措置

- (1)実態把握のための方法として、定期的なアンケートを1学期は6月、2学期は10月に行う。
- (2)保護者と連携して生徒を守るために、7月と12月に保護者懇談会を実施する。
- (3)生徒面談を定期的実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (4)生徒面談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて個人情報の保護の観点から厳守する。

#### V、【いじめに対する考え方】

##### 1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒の心のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切

なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

また、いじめ発見・通報を受けた場合、速やかに教員⇒学年主任⇒生徒指導部長⇒教頭、校長への連絡体制とする。その指導については被害生徒を守るだけでなく、加害生徒の人格が成長できるように学年を中心として、生徒指導部教育相談係が関わることとする。

問題行動の指導については関係機関と連絡を取りながら慎重にことを運ぶ。

## 2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確な指導を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は問題を一人で抱え込まず、速やかに学年主任・生徒指導部長等に報告し、いじめの防止等の対策のために情報を共有する。その後は、速やかに「いじめ防止及び対策委員会」が関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、生徒指導部長が北海道総務部人事局学事課に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

## 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際に、生徒指導部教育相談係や、いじめられた生徒にとって信

頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

#### 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に聴取を行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、いじめた生徒の保護者と迅速に連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部スクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める原因となることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝え、指導する。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめ

に関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、生徒指導部教育相談係とも連携する。

校内行事や校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## VI、【ネット上のいじめへの対応】

1. ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
2. ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又は記録管理者に削除依頼をする。また、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。
3. 情報モラル教育を進めるため、情報の授業において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
4. 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 【重大事態への対処】

#### 1. 調査主体

法第28条第1項及び第2項に定める重大事態が発生した場合は、法第31条第1項の規定に基づき、その旨を北海道総務部法人局学事課及び北海道知事（北海道環境生活部道民生活課）に報告する。その際、本校は「いじめ防止及び対策委員会」を母体として速やかに組織を設ける。被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

#### 2. 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 3. 調査結果

調査結果を北海道総務部人事局学事課及び北海道知事（北海道環境生活部道民生活課）に報告する。

#### 4. 再発防止



調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

#### Ⅷ、【留意事項】

##### 1. 指導記録の適切な保管と活用

いじめ問題に関する指導記録を保存し、適切に引き継いだり情報提供したりできるようにする。学年会、生徒指導部がこれにあたる。

##### 2. 校内研修の充実

年1回以上の校内人権研修を行う。管理職と相談のうえ、生徒指導部教育相談係が企画・運営を行う。

##### 3. 学校評価と教員評価

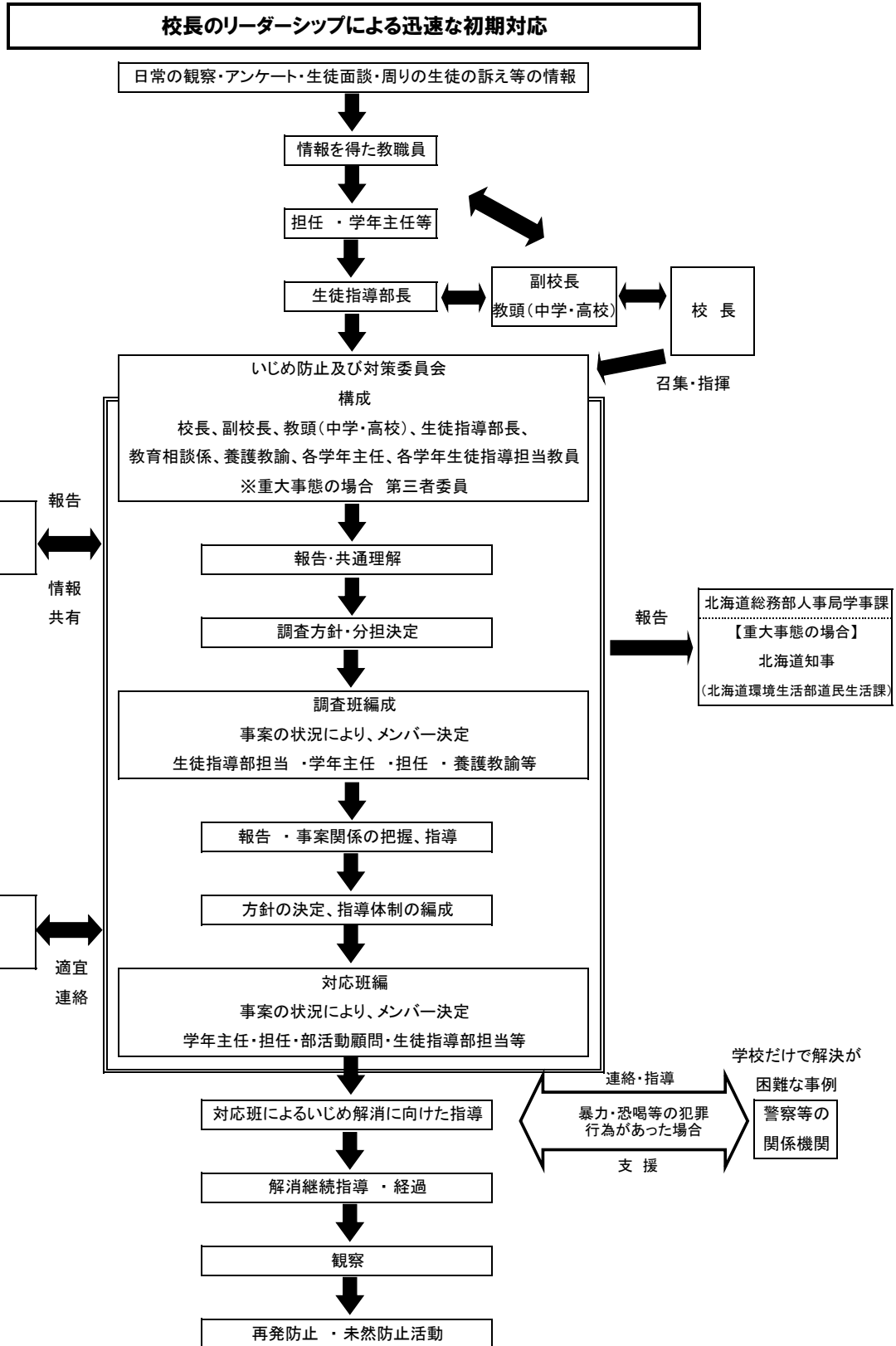
学校評価や教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、適切に評価する。

##### 4. 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### Ⅸ、【その他】

「札幌光星中学高等学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止及び対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、**いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。**ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する必要がある。

別紙2 年間計画（中学・高校）

本基本方針に沿って、中学校は以下の通り実施する。

	中学1年	中学2年	中学3年	学校全体
4月	入学説明会等で、生徒・保護者への相談窓口周知 生徒面談週間 フレンドシップミーティングにおけるコミュニケーション能力の育成	年間の情報交換指導記録の引き継ぎをする。 生徒面談週間	学年間の情報交換指導記録の引き継ぎをする。 生徒面談週間	宗教講話
5月	携帯電話教室 校外学習 学校環境適応感尺度アンケート いじめ防止啓発活動	携帯電話教室 学校環境適応感尺度アンケート いじめ防止啓発活動	携帯電話教室 学校環境適応感尺度アンケート いじめ防止啓発活動	宗教講話
6月	いじめアンケート 中間試験 スポーツデイ	いじめアンケート 中間試験 スポーツデイ	いじめアンケート 中間試験 スポーツデイ	宗教講話 第1回 いじめ防止及び対策委員会 進捗確認
7月	学校祭 保護者懇談週間	学校祭 保護者懇談週間	学校祭 保護者懇談週間	
8月				宗教講話 校内教職員研修
9月	期末試験 ボランティア活動 全校遠足	期末試験 ボランティア活動 校外学習 全校遠足	期末試験 ボランティア活動 全校遠足	宗教講話
10月	いじめアンケート 芸術鑑賞 文化講演会	いじめアンケート 芸術鑑賞 文化講演会	いじめアンケート 芸術鑑賞 文化講演会	宗教講話
11月	芸術文化発表会 学校環境適応感尺度アンケート いじめ防止啓発活動	芸術文化発表会 学校環境適応感尺度アンケート いじめ防止啓発活動	芸術文化発表会 学校環境適応感尺度アンケート いじめ防止啓発活動	創立記念慰霊ミサ 宗教講話
12月	中間試験 保護者懇談週間	中間試験 保護者懇談週間	中間試験 保護者懇談週間 イングリッシュキャンプ	第2回 いじめ防止及び対策委員会 進捗確認
1月				宗教講話
2月	スキー学習 いじめ防止啓発活動	スキー学習 いじめ防止啓発活動	期末試験 ヨーロッパ研修旅行	宗教講話
3月	期末試験	期末試験	ヨーロッパ研修旅行 卒業式	第3回 いじめ防止及び対策委員会 年間総括

本基本方針に沿って、高等学校は以下の通り実施する。

	高校1年	高校2年	高校3年	学校全体
4月	生徒・保護者への相談窓口 周知 生徒面談	学年間の情報交換指導記録 の引き継ぎをする。 生徒面談	学年間の情報交換指導記録 の引き継ぎをする。 生徒面談	
5月	生徒面談 携帯電話教室	生徒面談 携帯電話教室	生徒面談 携帯電話教室	宗教講話
6月	いじめアンケート 中間試験 全校遠足 いじめ防止啓発活動 学校環境適応感尺度アンケ ート	いじめアンケート 中間試験 全校遠足 いじめ防止啓発活動 学校環境適応感尺度アンケ ート	いじめアンケート 中間試験 全校遠足 いじめ防止啓発活動 学校環境適応感尺度アンケ ート	宗教講話 第1回 いじめ防止及 び対策委員会 進捗確認
7月	学校祭 保護者懇談週間	学校祭 保護者懇談週間	学校祭 保護者懇談週間	
8月				宗教講話 校内教職員研修
9月	期末試験 スポーツデイ	期末試験 スポーツデイ	期末試験 スポーツデイ	
10月	いじめアンケート 芸術鑑賞	いじめアンケート 芸術鑑賞	いじめアンケート 芸術鑑賞	宗教講話
11月	いじめ防止啓発活動	修学旅行 いじめ防止啓発活動	いじめ防止啓発活動	創立記念慰霊ミサ 宗教講話
12月	中間試験 保護者懇談週間 学校環境適応感尺度アンケ ート	中間試験 保護者懇談週間 学校環境適応感尺度アンケ ート	卒業試験 保護者懇談週間 学校環境適応感尺度アンケ ート	第2回 いじめ防止及 び対策委員会 進捗確認
1月				宗教講話
2月				宗教講話
3月	期末試験	期末試験	卒業式	第3回 いじめ防止及 び対策委員会 年間総括